

電気需給約款（高圧・特別高圧）（新旧対照表）

	（旧）電気需給約款（高圧・特別高圧）（2020 年 4 月 1 日実施）	（新）電気需給約款（高圧・特別高圧）（2022 年 4 月 1 日実施）
名 称	電気需給約款 （高圧・特別高圧）	電気需給約款 （高圧・特別高圧）
	1 適用 この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に電気需給契約申込書を提出され、当社と電気需給契約書（以下、需給契約書といい、需給契約書と本約款を内容とする契約を「需給契約」といいます。）を締結していただいたお客さまに関し、中部電力株式会社の一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力株式会社と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。	1 適用 この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に<u>電気の需給に係る本約款を内容とする契約（以下、「需給契約」といいます。）の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力パワーグリッド株式会社と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</u>
約款の変更	2 本約款等の変更 (1) 一般送配電事業者（3（定義）(15)に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により 本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他 の供給条件は、変更後の本約款によります。 なお、変更後の本約款は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メー ルの送付その他当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」 といいます。）により交付することといたします。 (2) 本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特 定番号を記載いたします	2 本約款等の変更 一般送配電事業者（3（定義）(7)に規定する一般送配電事業者をいいます。）の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例または規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、<u>民法 548 条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款の内容を変更することがあります。</u><u>この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款によるものとします。</u>なお、<u>当社は、本約款を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</u> (2) 本約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、<u>当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。</u> ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
定義	3 定義 次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （中略） (15) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項 9 号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。 （以下略）	3 定義 次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （中略） (15) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項 9 号に規定する一般送配電事業者としての<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>をいいます。 （以下略）
需給契約の成立および契約期間	8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの申し込みにもとづき、お客さまと当社で需給契約書を締結したときに成立するものといたします。	8 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの申し込みに<u>対して、当社が承諾したときに成立いたします。</u>

	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2020 年 4 月 1 日実施）	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2022 年 4 月 1 日実施）
	(2) 契約期間は、次によります。なお、ロにもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。 イ 契約期間は、12（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、1 年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、12（需給 の開始）にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を期算月として 12 か月目の月の末日までといたします。 ロ 契約期間満了の 3 か月前までにお客さま（契約電力が 500 キロワット以上のお客さまに限ります。）と当社の双方が需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継 続されるものといたします。 ハ 契約期間満了に先だってお客さま（契約電力が 500 キロワット未満のお客さまに限ります。）と当社の双方が需給契約の終了または変更の申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	(2) <u>需給契約の締結において、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u> (3) 契約期間は、次によります。なお、ロにもとづき契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。 イ 契約期間は、12（需給の開始）にもとづき定められた需給開始日から、1 年間といたします。なお、新たに電気の供給を受ける場合の契約期間は、12（需給 の開始）にもとづき定められた需給開始日から、同日が属する月の翌月を期算月として 12 か月目の月の末日までといたします。 ロ 契約期間満了の 3 か月前までにお客さま（契約電力が 500 キロワット以上のお客さまに限ります。）と当社の双方が需給契約の終了または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継 続されるものといたします。 ハ 契約期間満了に先だってお客さま（契約電力が 500 キロワット未満のお客さまに限ります。）と当社の双方が需給契約の終了または変更の申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
需給契約書の作成		13 需給契約書の作成 <u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合、電気の需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書（以下、「需給契約書」といいます。）を作成いたします。なお、需給契約書を作成しないときは、当社は、需給契約成立後、電気の需給契約に関する必要な事項について記載した書面（以下、「通知書面」といいます。）をお客さまに交付するものとします。</u>
特別高圧業務用電力	18 特別高圧業務用電力 （中略） (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、需給契約書により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、需給契約書により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。（以下略）	19 特別高圧業務用電力 （中略） (4) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、<u>需給契約書または通知書面（以下、総称して「需給契約書等」といいます。）</u>により定めるものとし、(5)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。（以下略）
特別高圧電力	19 特別高圧電力	20 特別高圧電力

	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2020 年 4 月 1 日実施）	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2022 年 4 月 1 日実施）
業務用自家発補給電力	22 業務用自家発補給電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、需給契約書により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。 電力量料金は、需給契約書により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （以下略）	23 業務用自家発補給電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しをいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、30パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。 電力量料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （以下略）
自家発補給電力	23 自家発補給電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、需給契約書により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。 電力量料金は、需給契約書により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （以下略）	24 自家発補給電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものとし、(4)に定める条件を満たす場合には力率割引または割増しいたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。また、その1か月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。 電力量料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 （以下略）
予備電力	24 予備電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、需給契約書により定めるものといたします。 電力量料金は、需給契約書により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料	25 予備電力 （中略） (3) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） （3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものといたします。 電力量料金は、<u>需給契約書等</u>により定めるものといたします。ただし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別紙1（燃料費

	(旧) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2020 年 4 月 1 日実施）	(新) 電気需給約款（高圧・特別高圧）（2022 年 4 月 1 日実施）
	費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 なお、高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。 イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。 ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。 （以下略）	調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 なお、高圧で供給を受ける場合には、次のとおり、取り扱います。 イ 契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。 ロ 使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率（この場合の損失率は、3パーセントといたします。）で修正したものいたします。 （以下略）
料金の適用開始の時期	25 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用し、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	26 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用し、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として<u>需給契約書等</u>に記載された需給開始日から適用いたします。
需給契約の変更	51 需給契約の変更 お客さまが需給契約書記載の内容の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申し込み）に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものいたします。 変更後の契約は、変更後の需給契約書を締結した後の最初の料金算定期間より適用いたします。	52 需給契約の変更 お客さまが<u>需給契約書等</u>記載の内容の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申し込み）に定める新たに需給契約を希望される場合の規定に準じて行うものいたします。 変更後の契約は、変更後の需給契約書を締結した後<u>または通知書面を交付した後</u>の最初の料金算定期間より適用いたします。